

設立認可取消医療法人一覧表

資料5

No.	法人の名称	法人の所在地	認可取消年月日	種別
1	医療法人診友会加藤医院	大阪府枚方市岡東町14番50号 加藤ビル2階	令和5年2月27日	診療所／医科
2	医療法人嶋田医院	大阪府門真市常称寺町20番4号	令和5年2月27日	診療所／医科
3	医療法人山本耳鼻咽喉科	大阪府高槻市城北町二丁目3番3号2F	令和5年2月27日	診療所／医科
4	医療法人恵英会	大阪府吹田市豊津町1番31号 由武ビル2階	令和5年2月27日	診療所／歯科

※ 医療法第65条の規定による設立認可の取消し

医療法第65条

都道府県知事は、医療法人が、成立した後又は全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止若しくは廃止した後一年以内に正当な理由がなく病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。